直轄工事検査の臨場立会について

・目的

品確法（平成17年4月）の施行を受け、北海道開発局では、発注関係事務を適正に実施できるよう、育成支援を行うこととしております。平成20年度から、北海道開発局の工事検査に市町村等の職員が臨場立会を行い、**検査技術の習得を図ること**で支援させていただきます。

・臨場方法

（1）工事検査に臨場を希望する市町村等職員は、北海道開発局ホームページに掲載される「臨場対象工事検査予定」を確認し、申し込みして下さい。

（2）申し込み方法は検査予定日の5日前までに、臨場立会参加者名簿に市町村名、臨場人数（1団体2名まで）、代表者名、連絡先を記載し、メール、もしくはFAXで工事管理課技術調整第1係へ送付して下さい。

（3）希望者多数の場合は受付順とし、臨場の可否を検査予定日の3日前までに臨場希望者に連絡します。また連絡時には検査会場、検査開始時間等を連絡します。

・臨場者の留意事項

（1）臨場は検査技術の育成支援のため行うという性格から、臨場者は、**検査会場でのやりとりについて、守秘義務を負う**ものとします。

（2）臨場者は、**検査会場でのやりとりについて生じた疑問などについて、原則質問できません。**質問等は、検査終了後、北海道開発局事業振興部工事管理課へメールかFAXで提出して下さい。

（3）臨場検査時間は、工事内容により異なりますが、概ね9:00～17:00までとし、**途中からの臨場は認めません。**ただし、やむを得ない事情による途中退席は可能です。

（4）臨場者の検査会場までの移動手段は、自ら確保して下さい。

（5）臨場者の服装（ヘルメット、靴、雨具等を含む）は、工事現場内を歩くことができる服装とし、自ら準備して下さい。

（6）昼食は、臨場者側で各自準備して下さい。

○試行のフロー

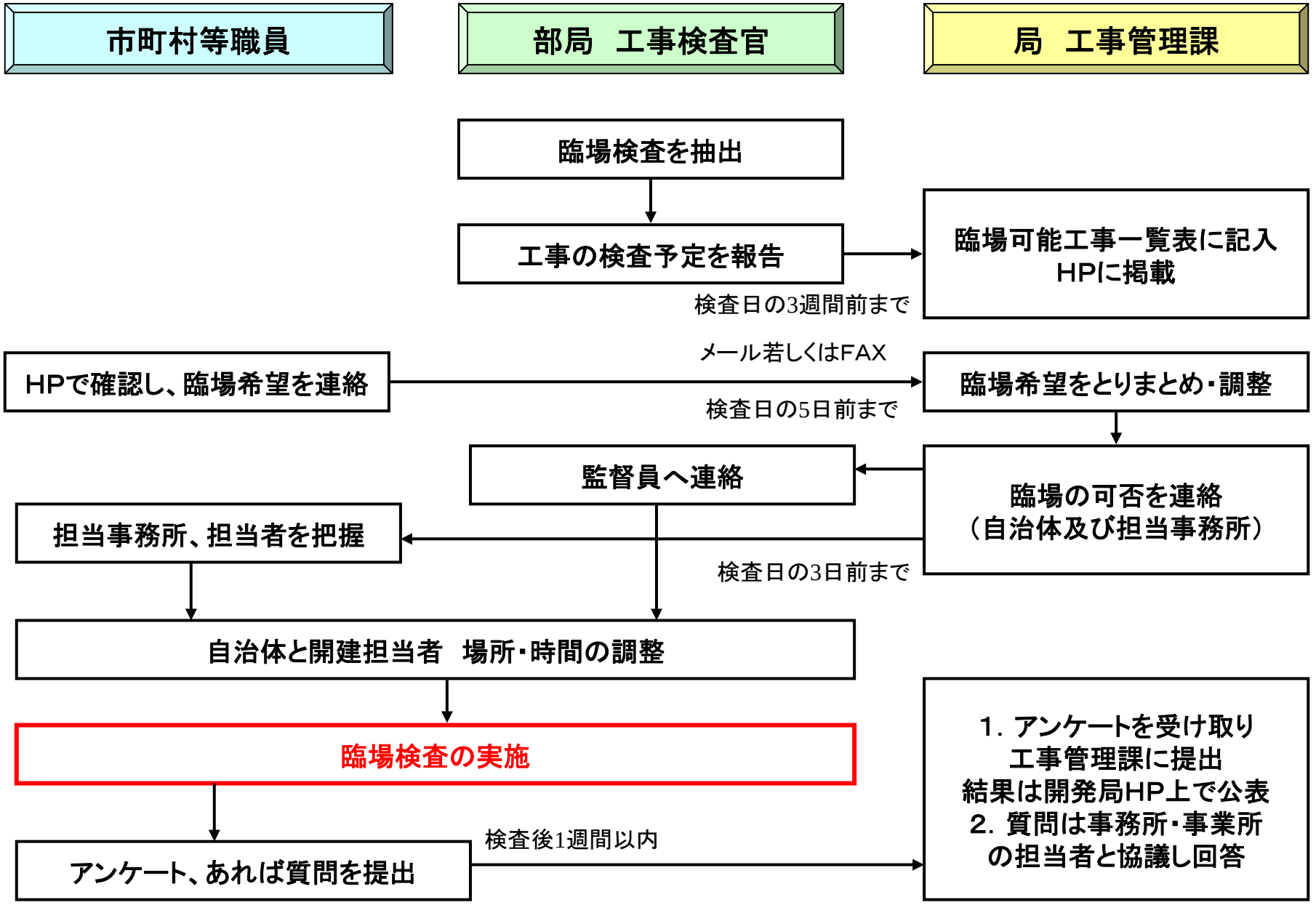
市町村等職員
部局　工事検査官
局　工事管理課
臨場検査を抽出
工事の検査予定を報告
臨場可能工事一覧表に記入
HPに掲載
検査日の3週間前まで
メール若しくはFAX
HPで確認し、臨場希望を連絡
臨場希望をとりまとめ・調整
検査日の5日前まで
監督員へ連絡
臨場の可否を連絡
（自治体及び担当事務所）
担当事務所、担当者を把握
検査日の3日前まで
自治体と開建担当者　場所・時間の調整
臨場検査の実施
1．アンケートを受け取り
工事管理課に提出
結果は開発局HP上で公表
2．質問は事務所・事業所
の担当者と協議し回答
検査後1週間以内
アンケート、あれば質問を提出